

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和7年8月20日（水） 午前9時23分から午前10時19分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 21号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 5 議案第 24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転） 日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 6. 農業委員会事務局職員 （ 3人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前9時23分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和7年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。 会長 《会長あいさつ》

会長	それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 7 番 加藤 丈晴 委員 議席番号 9 番 鈴木 裕美 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table><tr><td>議案第21号</td><td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>9件</td></tr><tr><td>議案第22号</td><td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>12件</td></tr><tr><td>議案第23号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・</td><td>8件</td></tr><tr><td>議案第24号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・</td><td>1件</td></tr><tr><td>専決報告</td><td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・ 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・ 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>19件 1件 3件 1件</td></tr><tr><td>報告</td><td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・</td><td>9件</td></tr></table>	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	12件	議案第23号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・	8件	議案第24号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・	1件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・ 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・ 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19件 1件 3件 1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・	9件
議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件																	
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	12件																	
議案第23号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・	8件																	
議案第24号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・	1件																	
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・ 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・ 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19件 1件 3件 1件																	
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・	9件																	
会長	それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。																		
事務局	《事務局説明》（1番から9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、9件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。																		
会長	只今、事務局より議案第21号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。																		
加賀委員	申請番号3番、4番の受人の住所が同じですが、経営面積は世帯でしょうか。																		

事務局	世帯での経営面積です。
会長	この2名は親子ということでしょうか。
事務局	はい。名義は分けて、経営は世帯で行うとのことなんです。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請12件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成29年10月2日設立よりガソリン、軽油、灯油等の燃料油の販売をはじめ、車検整備、板金修理など、多岐にわたるサービスを提供しております。昼間は常時4名以上の従業員が勤務しており、給油以外にも、車検、点検、タイヤ交換等の関連業務で来店されるお客様も多く、一時的に駐車するスペースが必要です。タイヤなどの展示スペースも必要であり、現時点でスペースが足りていない状況です。また、燃料油の補給に際しては、大型のタンクローリー車が1日2回出入りしており、その車両の進入・旋回に必要なスペースも常時確保しておく必要がございます。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。 (2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、1922年以来、都市生活や産業活動に欠くことのできないエネルギー供給事業者として、都市ガスを製造し、導管網を整備し、都市ガスを供給しております。津島市柳原町から愛西市稲葉町エリアへの新規需要開拓のため、都市ガス未普及で、かつ、産業用潜在需要も存在するため、今後の需要開拓にための中継地として、整圧器を設置するものです。今般の申請にて申請地を譲り受け、整圧器を設置する計画です。 (3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和3年に結婚し、現在は妻と子供の3人で名古屋市内のアパートに住んでいます。昨年の3月に第一子を出生したことから、住まいに手狭さを感じてきており、今後の事も考え一戸建ての住宅に移り住んだ方が良い

のではないかと考え始めました。そこで、両親に相談したところ、父と祖母が共有して所有している申請地へ住宅を建築してはどうかと勧められました。申請地は実家から50m程の場所にあり、両親からは子育ての援助を申し出てくれております。私たちも将来的に親の介護の必要性が出てきた時には手助けをする事もできると考えています。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、弥富市内の賃貸住宅に夫婦と子供二人で生活しております。子供が生まれたことにより、家財道具も増え、現在の賃貸住宅生活では狭く感じるようになってきました。将来的にも子供部屋を用意したいと考えていますが、今の住居では確保できない状況です。結婚当初よりいずれ自己所有家屋に住居することを希望しておりましたので、今年4月に第2子が生まれたのを機に、両親に相談したところ、申請地を購入する話になりました。実家から近い距離にあり、両親も私共も容易に行き来でき、両親の希望と私たちの希望が合致した好適地であると思い決定しました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

（5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、夫と子供二人の四人で賃貸住宅にて生活しておりますが、いずれ退去しなければならないため、新たに住宅を建築したいと考えました。しかし、私たち夫婦は土地、建物を所有しておりませんし、両親や祖父母も自宅以外に土地・建物を所有しておりません。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

（6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、2003年から愛西市において中古車の購入、管理、販売を始めました。増加するニーズに対応するための新たな解体自動車置場を設置できるスペースを近隣の場所で探していたところ、当社隣接地である申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成29年より水稻等の農産物の生産及び販売業を営んでおります。創業以来、順調に耕作面積を拡大し、従業員の人数も増員しております。当初は従業員も少なかったので特に駐車場を設ける事もなく事業敷地内に駐車させていましたが、現在は作業する時に車を動かさなければならない非効率な状態となっています。また、来客用駐車場も設けていなかったため、直接購入しに来店されるお客様が駐車する場所に困っている事もあります。このような状況を改善するために新たに従業員及び来客用の駐車場を設置する計画となりました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

（８番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成２６年より解体・産業廃棄物収集運搬業を営んでいます。現在は愛西市日置町に本社を構え、本社以外にも資材置場が愛西市の日置町、東條町の２ヶ所あります。現在の事業活動が最も多いエリアは、愛西市、稲沢市、一宮市の愛知県西部地域となっております。業績が好調で司祭市内の資材置場が手狭の状態となっており、解体した後の有価物やトラック、重機などであふれかえってしまっている状況となっております。車両を置くことにより有価物を保管して置くスペースがなくなり、非常に困っております。愛知県西部地域でも北部の取引先との仕事が増えており、愛西市でも南部に位置する日置町や東條町からは移動時間のことを考えても不便さを感じております。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（９番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和５９年にあま市に法人を設立し、平成４年より建築用鉄骨の加工を中心とした事業を営んでおり、平成９年に株式会社シンコウへと称号変更しました。製品の品質を認められ、一般住宅ではなく、比較的規模の大きい建築物の鉄骨加工依頼が増加してきましたが、あま市の工場では十分な事業が行えないため、令和５年に津島市宇治町に工場１棟を建築し、現在に至っています。津島工場が軌道に乗り、今後も増産する見込みとなり、結果として完成品を置いておく場所が不足する状態になってきました。当社の製品はビル・工場などの大型建築物に特化した鉄骨加工で、一つの製品自体が大きく、クレーンによる積込みが必要となるため現敷地内に置くには限りがあり、新たに完成品のストックヤードとして資材置場を設ける計画となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（１０番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、建設工事の請負施工を主軸として事業を行っておりますが、昨年新たな事業展開として、宅地建物取引業者免許を取得し、不動産事業部を立ち上げました。不動産事業部は既存の事務所を利用することになり、そこで来客用駐車場の位置を検討しましたが、どうしても当社敷地内は建設作業用車両の往来が多いので、一般車両は駐車しにくい現状であります。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

（１１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、愛西市草平町にて保育園事業として「草平保育園」を運営しておりますが、建物、設備の老朽化が進み、関係者にて協議した結果、施設の建て替えを行い、社会福祉施設幼保連携型認定こども園を運営する運びとなりました。しかし、建て替えに伴い敷地内に園庭を十分に確保することができないため、園児たちの遊び場として、園庭を確保したいと考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、園庭を設置する計画です。

	(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市に本社を置き、主に運送業を行っております。スマートフォンの普及によりネットショッピングが増加し、大きささまざまなものを気軽に購入できることから、運送業のニーズはますます増加しております。弊社も年々運送依頼が増加しており、事業拡大のため車両増台の必要があり、増台分の駐車場確保が必要となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 以上、12件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
佐野副会長	申請番号1番について、東側が津島市ですが開発が進んでおり、津島市との協議はなしということでしょうか。
事務局	はい。東側については市街化区域であり、また道路を挟んでいるため影響はないと考えております。
浅井委員	申請番号6番の申請者について、海外の方の名前かと思われますが、名前の区切りがなく、個人名は正しいのでしょうか。
事務局	会社形態の記載がありませんが、こちら法人での申請です。謄本上、この表記になっております。
会長	資材置場での申請が3件ありますが、すべて内容等の住民説明会は終わっておりますか。
事務局	終わっております。
田中副会長	申請番号8番について地元の賛成は取れているのでしょうか。
事務局	周知条例は賛成、反対にかかわらず、地元の方に周知しているという確認が取れば、申請は受付できることになっています。問題が起きれば、その都度対応してもらいます。
加賀委員	他法令に関しても問題がある場合は指導が必要かと思われます。
事務局	他法令の許可確認も行われます。問題があれば是正がされるまで、農地法の許可は下りません。

会長	地元の同意の書面は自治会長から出ていますか。
事務局	書面の添付はありませんが、地元への周知は終わっていると聞いております。同意は必須ではありません。ただ同意がない場合、今後事業を行うにあたり地元への支障が考えられます。もし問題が起きた場合、適切な対応をして頂くよう指導をします。
加賀委員	土地改良区の確認は取れていますか。
事務局	地元の土地改良区への確認はして頂いています。また敷地の周りはコンクリート打設工事を行う計画になっております。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 12 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について 8 件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番から 8 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明） 申請番号 1 番から 8 番、全体筆数は 31 筆、面積は 27,060 m² です。 愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、8 名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。 愛知県の認可・公告予定年月日は 9 月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和 7 年 10 月 1 日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。 この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 23 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	利用権の設定の話について、受け手の農家から直接市役所で受けるのか、もしくは農協でまとめて受けるのか、どちらでしょうか。

事務局	農協で受付を行い、まとめて利用権の設定を受けます。
会長	その他宜しいでしょうか。
会長	それでは議案第２３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） ８件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、議案第２４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について １件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明） 以上、１件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２４号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第２４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） １件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、専決報告 ４件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （専決報告 農地法第３条の３の規定による届出 １番から１９番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、１９件の届出を受理いたしました。

	(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。 (専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。 只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
加賀委員	農地法第3条の3の規定による届出 申請番号1番、2番の受人について共有名義かと思われますが、それぞれで届出をする必要があるのでしょうか。
事務局	相続した持分を受人がそれぞれの持分で相続の届出をしてもらいます。
田中副会长	現況証明願について、申請者の住所と申請地が違いますが、現在は申請地に住まわれていないのでしょうか。
事務局	申請者は現在引っ越しをされています。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
事務局	続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上9件、19筆の合意解約を受付いたしました。
会長	只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。

	それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前10時19分)
--	--

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年8月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号7番委員 加 藤 丈 晴

議事録署名者
議席番号9番委員 鈴 木 裕 美